

根本武夷の『論語義疏』翻刻に見られる改編について

大 坊 眞 伸

はじめに

『論語義疏』は、寛延三（一七五〇）年に根本武夷が足利學校所藏の鈔本を校刻し、中國に逆輸入され『四庫全書』に入れられたという有名な経緯をもつ。根本武夷によって翻刻された『論語義疏』は、元になった足利學校本の體裁を改め、明刻注疏の様式に倣って改訂したものである。⁽¹⁾

本論文では、足利學校所藏の鈔本『論語義疏』と根本武夷校正『論語集解義疏』とを比較し、根本の校訂における『論語義疏』の改編について考察するものである。

根本武夷校正本の使用に際し、できうる限り初印に近いものを使用しての調査の必要があった。藤塚鄰氏⁽²⁾や神鷹徳治氏・山口謠司氏⁽³⁾の書誌調査に基づき、山口謠司氏所藏成瀬家舊藏の十冊本⁽⁴⁾を利用した。

一

根本武夷校正『論語集解義疏』は、足利本を元にして翻刻したとされるが、足利本の舊態を改めてしまったことで後世の批判を招いてしまった。武内義雄氏校訂本『論語義疏』の松山直藏氏の跋文には、

第伯修倣邢昺疏例、多所臆改、清儒或疑爲贗鼎、識者憾焉。〔第だ伯修は邢昺疏の例に倣ひ臆改する所多く、清儒或は贗鼎たるを疑ひて識者焉れを憾む。〕

と云う。⁽⁵⁾ また武内義雄氏「論語義疏校勘記序」には次のように云う。⁽⁶⁾

伯脩稽古之功偉矣。然其所刊、妄更體式、以就今本、訂譌之際、亦不免師心改竄。彼土學者、恠其與釋文所引皇本不合、又斥爲非六朝義疏之體、議論紛紛、後人有懷疑未釋者。〔伯脩稽古之功、偉なり。然れども其の刊する所は、妄りに體式を更めて以て今本に就き、訂譌の際、亦心を師として改竄せるを免れず。彼の土の學者、其の釋文引く所の皇本と合わざるを恠しみ、又斥けて六朝義疏の體に非ずと爲し、議論紛紛、後人に懷疑の未だ釋けざる者あり。〕

根本校正本の不備を是正すべく、武内義雄氏等によって、足利本を含め室町期の鈔本十種を校訂し、大正十二（一九二三）年に『論語義疏』・『論語義疏校勘記』が刊行された。これにより足利鈔本と根本校正本との體裁上の疑義は氷解するに至った。内藤幹治氏は武内氏校訂本を高く評價し、

皇疏全文の本格的な原典批判が、すでに完了したからには、今後、皇疏を研究する者にとっては、この書を唯一のよりどころとして、直ちにその内容の検討に入っていけるわけである。

と云う。⁽⁷⁾ しかしながら、現在では武内氏校訂本にも文字の異同に關して多くの不備が指摘され、また武内氏が目睹し得なかつた數種の鈔本の存在も明らかになり、武内氏校本の再校訂が必要となっている。

ともかく、このような批判を受けてしまった根本校正本であるが、根本による改編の意圖は如何なるものであるのかを詳しく論證した研究は未だなされてない。そこで足利本と根本本とを比較しながら、根本の改編箇所を探り、根本校正本の再評價を行つてみたい。

高橋均氏は、武内氏校訂本が舊鈔本『論語義疏』を参照し校訂したにもかかわらず、なおも根本校正本の影響を受け

ていると考察している。⁸⁾ その中で、大まかではあるが根本武夷校正『論語集解義疏』について、根本による『義疏』校正の要點を五つ挙げている。⁹⁾

〔一〕書名を、論語義疏から論語集解義疏に改めた。

〔二〕足利論語義疏の各所に竄入している邢昺の論語正義を削除した。

〔三〕疏の字句を改めた。

〔四〕經・注との繋がりを考慮して、疏を移した。

〔五〕經・注・疏の體裁を、注疏本の形式に倣って改めた。

高橋氏は根本校正本全體の體裁を、以上のようにまとめたのである。本稿では根本による皇侃『義疏』の疏文改編に着目し、以下の點に分けて論證してみたい。高橋氏が挙げた要點と重なってしまう部分もあるが、高橋氏指摘部分の再確認と氏の未指摘部分も含めて考察してみたい。

〔義疏の體裁を改める〕

○明刻注疏本の體裁に倣い、標起止を用いて疏をまとめた。

○疏釋の對象部分を「云々者」の形で提示した。

○章全體を解釋した疏文を先ず舉げることが多い。

〔前後の疏文の移動〕

○注下にある疏を、經文下の疏の末に移している。これには二つの場合があり、一つは問答體注釋を經文下の疏の末に移す。二つは別解を引く疏を經文下の疏の末へ移す。

○離れた場所にある疏を、初出の場所に移動させている。

○經文を解釋した疏を、注を解釋した疏へ移動させている。

〔根本本の皇侃序と、集解序の疏「又曰」の削除〕

○足利本『論語義疏』にはない皇侃序が、足利本を翻刻した根本本『論語義疏』にはある。

○集解序を解釋した疏の「又曰」をすべて削除している。

〔邢昺『正義』の削除〕

二

〔義疏の體裁を改める〕

○明刻注疏本の體裁に倣い、標起止を用いて疏をまとめた。

○疏釋の對象部分を「云々者」の形で提示した。

○章全體を解釋した疏文を先ず擧げることが多い。

根本は『論語義疏』を翻刻する際に、明刻注疏本の體裁に倣って改易を加えた。經文と注を先に記し、疏については後に標起止を用いてまとめたのである。この點について高橋氏が指摘する「〔五〕經・注・疏の體裁を、注疏本の形式に倣って改めた」という點であり、また武内氏の指摘するところであるが、他にも指摘しうる點がある。それは疏釋の對象部分を「云々者」の表記を用い墨圍にして提示し、さらに章全體を解釋した疏を先に揭示するという點である。例として爲政篇「人而無信」章の足利本と根本本を見てみたい。足利本は經文・注文は大字單行、疏文は小字雙行で、各篇首疏のみ「疏」と見出しを書き場合もあるが、基本的に「經」「注」「疏」の見出しは無い。根本本では經文・注文は大字單行、疏文は小字雙行で、經文には見出しが無いが、「注」「疏」は見出しが（疏は陰刻で「疏」と）ある。本來で

あれば忠實に引用すべき所であるが、紙幅の都合と見易さを考慮し、經・注・疏の始めに【】括弧で見出しを付け、疏文も單行にした。波線は筆者。疏は足利本に就いて書き下し文を注に示した。また、足利本と根本本で文字に異同がある場合も適宜注に示した。以下同じ。

爲政篇「人而無信」章

足利本

【經】子曰、人而無信、不知其可也。

【疏】此章明人不可失信也。言人若無信、雖有他才、終爲不可、故云不知其可也。

【注】孔安國曰、言人而無信、其餘終無可也。

【疏】其餘謂他才伎。

【經】大車無輓、小車無軌、其何以行之哉。

【疏】此爲無信設譬也。言人以信得立、如大小之車、由於輓軌以得行也。若車無輓軌、則車何以得行哉。如人而無信、則何以得立哉。故江熙稱彥叔曰、車待輓軌而行、猶人須信以立也。

【注】苞氏曰、大車牛車。

【疏】牛能引重、故曰大車也。

根本本

【經】子曰、人而無信、不知其可也。

【注】孔安國曰、言人而無信、其餘終無可也。

【經】大車無輓、小車無軌、其何以行之哉。

【注】苞氏曰、大車牛車。(以下苞氏注は省略)。

【疏】子曰至之哉○此章明人不可失信也。

○云人而無信不知其可也者言人若無信、雖有他才、終爲不可、故云不知其可也。○云大車云云者此爲無信設譬也。言人以信得立、如大小之車、由於輓軌以得行也。若車無輓軌、則車何以得行哉。如人而無信、則何以得立哉。故江熙稱彥叔曰、車待輓軌而行、猶人須信以立也。○孔安國曰至可也○其餘、謂他才伎也。○苞氏曰至者也○云

(以下略)。

大車牛車者牛能引重、故曰大車也。

(以下略)

足利本と根本本とを比べると、根本本では經と注を先に記し、疏は後のほうに標起止で疏釋の範圍を示したうえでまとめるという形になっている。更に疏釋の該當箇所を「云々者」という形で（長い場合は「云々云云者」との形で）掲示している。これも足利本の疏には見られない形式で、根本が翻刻するにあたって邢昺の注疏を参考に工夫した部分と考えられる。また、經文を疏釋した疏のはじめに「此章明人不可失信也」の一句を揭示し、その後に各經文の疏釋がなされるというスタイルとなっている。これは「此章明」を章全體のおおまかな解釋、つまり章旨と判断した爲である。あえて經文の疏釋の前に置くことよって、讀者により一層意識させる形になっている。

公治長篇「甯武子」章

足利本

【經】子曰甯武子。

【疏】美武子德也。

【注】馬融曰、衛大夫甯俞也。武、諡也。

【邢昺正義】正義曰、案春秋文四年（以下、正義省略）。

【經】邦有道則智。

根本本

【經】子曰甯武子。

【注】馬融曰、衛大夫甯俞也。武、諡也。

【經】邦有道則智。邦無道則愚。其智可及也。其愚不可及也。

【注】孔安國曰、詳愚似實、故曰不可及也。

【疏】言武子若值邦君有道、則肆己智識以贊明時也。⁽⁸⁾

(以下略)

里仁篇「事父母幾諫」章

足利本

【經】子曰、事父母幾諫。

【疏】幾、微也。子事父母、義主恭從、父母若有過失、

則子不獲不致極而諫、雖復致諫、猶當微々納進

善言、不使額々也。此章下四章明孝。曷曰、此

章無殊事父在簡略。⁽²⁾

【注】苞氏曰、幾、微也。言當微諫納善言於父母也。

(以下略)

【疏】子曰至及也。○此章美武子德也。云邦有道則智者

言武子若值邦君有道、則肆己智識以贊明時也。

(以下略)

根本本

【經】子曰、事父母幾諫。

【注】苞氏曰、幾、微也。言當微諫納善言於父母也。

(中略)

【疏】子曰至不怨。○此并下四章皆明孝也。云事父母幾

諫者幾、微也。子事父母、義主恭從、父母若有

過失、則子不獲不致極而諫、雖復致諫、猶當微

微納進善言、不使額額也。

(以下略)

公冶長篇「甯武子」章では、經文「子曰甯武子」の疏に足利本では「美武子德也」とあるのを、根本本では「此章美

武子德也」というように「此章」を付け足している。里仁篇「事父母幾諫」章では、足利本が疏文の末に「此章下四章

明孝」とあるのを、根本本では「此并」と書き換えた上で疏文の始めに移動していることが解る。では何故根本はこの

よくな改編をしたのであろうか。思うに、邢昺の『正義』が関係しているのではなからうか（足利本の皇疏に抄録されている『正義』の文ではない）。邢昺『正義』にも、疏の冒頭に章旨がつけられている。「甯武子」章の『正義』には「正義曰、此章美衛大夫甯武子之徳也」とあり、また「事父母幾諫」章の『正義』には「正義曰、此并下四章皆明孝事父母」とある。根本は邢昺の『正義』の文章をもとにして、皇侃の疏の文章を改めたのではないであろうか。

更にもう一點指摘しておきたい。皇侃『義疏』には「此章明」の他に「此明」という表現で章旨を表している場合がある。根本本では「此明」に對して二つの使い分けがされているのである。一つは章旨として捉え、全體としてここは何を言っているのかを明らかにしている場合、そしてもう一つは随文解釋として捉え、その經文に限定して何を説明しているのかという場合である。章旨として捉えている場合と、隨文解釋として捉えている場合とを、いくつか用例を引用して見てみる。

・章旨として捉えている場合

里仁篇「不仁者不可以久處約」章

足利本

【經】子曰、不仁者不可以久處約。

【疏】此明不仁之人居世無宜也。約猶貧困也。

夫君子處貧愈久、德行無變。若不仁之人久居

約、則必斯濫爲盜、故不可久處也。

(以下略)

根本本

【經】子曰、不仁者不可以久處約。

(中略)

【疏】子曰至利仁○此明不仁之人居世無宜也。云不仁

者不可以久處約者約猶貧困也。夫君子處貧愈久、

德行無變、若不仁之人久居約、則必斯濫爲盜、

雍也篇「犁牛之子」章

足利本

【經】子謂仲弓曰、

【疏】此明不以父無德、而廢子之賢也。仲弓父劣。當是于時爲仲弓父劣、而不用仲弓、故孔子明言之也。范寧曰、謂、非必對言也。

(以下略)

・隨文解釋として捉えている場合
學而篇「父在觀其志」章

足利本

【經】子曰、父在觀其志、父沒觀其行。

故不可久處也。

(以下略)

根本本

【經】子謂仲弓曰、犁牛之子騂且角、雖欲勿用、山川其舍諸。

(中略)

【疏】子謂至舍諸○此明不以父無德、而廢子之賢也。

【云子謂仲弓者仲弓父劣。當是于時爲仲弓父劣、而不用仲弓、故孔子明言之也。范寧曰、謂、非必對言也。

(以下略)

根本本

【經】子曰、父在觀其志、父沒觀其行。

【疏】此明人子之行也。其、指人子也。志謂在心未行也。故詩序云、在心爲志是也。言人子父在、則己不得專行。應有善惡。但志之在心。在心而外必有趣向意氣、故可觀志也。父若已沒、則子得專行無憚。故父沒、則觀此子所行之行。

(以下略)

學而篇「禮之用和爲貴」章

足利本

【經】有子曰、禮之用和爲貴。

【疏】此以下明人君行化、必禮樂相須。用樂和民心。

以禮檢民跡。跡檢心和、故風化乃美。故云禮之用和爲貴。和卽樂也。變樂言和、見樂功也。樂既言和、則禮宜云敬。但樂用在內爲隱、故言其功也。曷云、(以下、正義省略)

【經】先王之道斯爲美。

【疏】子曰至孝矣○云父在觀其志、父沒觀其行者此明人子之行也。其、其於人子也。志謂在心未行也。故詩序云、在心爲志是也。言人子父在、則己不得專行。應有善惡。但志之在心。在心而外必有趣向意氣、故可觀志也。父若已沒、則子得專行無憚。故父沒、則觀此子所行之行也。

(以下略)

根本本

【經】有子曰、禮之用和爲貴。先王之道斯爲美。小大由之、有所不行。知和而和、不以禮節之、亦不可行也。

【注】馬融曰、人知禮貴和、而每事從和、不以禮爲節、亦不可行也。

【疏】有子曰至行也○云禮之用和爲貴者此以下明人君行化、必禮樂相須。用樂和民心。以禮檢民跡。

【疏】先王、謂聖人爲天子者也。斯、此也。言聖天子之化行禮、亦以此用和爲美也。

(中略)

【經】知和而和、不以禮節之、亦不可行也。

【疏】上明行禮須樂、此明行樂須禮也。人若知禮用和、

而每事從和、不復用禮爲節者、則於事亦不得行也。所以言亦者、沈居士云、上純用禮不行。今皆用和、亦不可行也。

(以下略)

跡檢心和、故風化乃美。故云禮之用和爲貴。和卽樂也。變樂言和、見樂功也。樂旣言和、則禮宜云敬。但樂用在內爲隱、故言其功也。(中略)

【云知和云云者】上明行禮須樂、此明行樂須禮也。

人若知禮用和、而每事從和。不復用禮爲節者、則於事亦不得行也。所以言亦者、沈居士云、上純用禮不行。今皆用和、亦不可行也。

(以下略)

根本本において、「此明」を「云」の句の前に置くか後に置くかでは、解釋に大きな違いが生じてくることになる。つまり、「云」の前に「此明」がある場合、章全體を大まかに解釋する章旨としての意味合いが生じる。里仁篇「不仁者不可以久處約」章では、「云不仁者不可以久處約者」「不仁者は以て久しく約に處るべからずと云ふは」の前に「此明不仁之人居世無宜也」「此は不仁の人世に居るに宜きこと無きを明らかにするなり」があることによって、その文が章全體を解釋したものと捉えることができるようになる。雍也篇「犁牛之子」章の「此明不以父無德、而廢子之賢也」「此は父に德無きを以て、子の賢を廢せざるを明らかにするなり」も同様である。

反對に、「云」の後に「此明」を置いた場合、個別的な經文の解釋を捉えたことになり、全體の意味を捉えたことにはならない。學而篇「父在觀其志」章では「云父在觀其志父沒觀其行者」「父在せば其の志を觀、父沒せば其の

行を觀ると云ふは」の後に「此明人子之行也」〔此は人子の行を明らかにするなり〕とある。つまり「父在觀其志、父沒觀其行」〔父在せば其の志を觀、父沒せば其の行を觀る〕という經文は、大まかに言うと「此明人子之行也」という解釋になるのであって、「三年無改於父之道、可謂孝矣」〔三年父の道を改むること無きは、孝と謂ふべし〕の解釋までは含まれないということになる。學而篇「禮之用和爲貴」章では經文「有子曰、禮之用和爲貴」〔有子曰く、禮の和を用て貴しと爲す〕を解釋した疏に「此以下明人君行化、必禮樂相須」〔此れ以下は人君化を行ふは、必ず禮樂相ひ須つを明らかにす〕とあり、後の經文「知和而和、不以禮節之、亦不可行也」〔和を知りて和すれども、禮を以て之を節せざれば、亦た行はるべからざるなり〕を解釋した疏には「上明行禮須樂、此明行樂須禮也」〔上は禮を行ふに樂を須つを明らかにし、此は樂を行ふに禮を須つを明らかにするなり〕といている。つまり「此以下明人君行化、必禮樂相須」の「此以下」とは經文の「有子曰、禮之用和爲貴」と「先王之道斯爲美」までであり、「知和而和」以下の經文は「此明行樂須禮也」ということになるであろう。皇侃がこのような解釋をしているのであるから、「此明」が章旨としての解釋であるのか、それとも經文個別の解釋であるのかを判別した根本の判斷にも一理あるのである。

根本校正本は明刻注疏本の體裁に倣って臆改したと批判されるが、この「此明」の判別等根本の『義疏』校訂における分析力には見るべきものもある。足利本の舊態を改易したからといって總てを唾棄するのではなく、根本による改易の意圖を考え、そこにある根本なりの読み方を探るのも必要なことではなからうか。

三

〔前後の疏文の移動〕

○注下にある疏を、經文下の疏の末に移している。

根本本には、皇侃の疏を前後入れ替えるなどして改編する場合がある。これは高橋氏が「〔四〕經・注との繋がりを考慮して、疏を移した」と指摘している点である。筆者が調査したところ次の二つの点を確認できた。一つは問答體注釋を經文を解釋した疏の末に移す點、二つは別解を引いた疏を經文を解釋した疏の末へ移す點である。高橋氏は問答體注釋の移動は指摘しているが、別解を引いた疏を移動する點については言及していない。

高橋氏は、根本本において注の下にある疏文を、經文を解釋した疏の末に移動させている點について、次のように言う。^{四〇}

義疏には、章末にその章全體にかかる、章を締めくくるような疏が置かれていることがある。この種の疏は、章末に置かれているため、舊抄本のように疏が經・注下に繋がれている形式の場合、章全體にかかわるはずの疏が、あたかも章末の集解にかかわる疏であるかのように見えることになる。根本校正本は、このような疏を、集解下から經文下に移すのである。(中略) このような經にかかわる疏と集解にかかわる疏とはそれぞれ別々に記述されてきたはずで、これに氣付いた根本校正本の校訂に高い評價を與えたいと思う。

高橋氏は、學而篇「父在觀其志」章の集解注「孔安國曰、孝子在喪愛慕……」を解釋した疏の末にある問答體を例にとり、その問答體注釋は集解についての疏ではなく「父在觀其志」章全體にかかる疏であるために、根本は經文の疏と判斷してそこに移したのだとしている。この點について、今回筆者が調査したところ根本校正本では高橋氏指摘の『集解』の疏にある問答體を移動するだけでなく、別解を引く疏も移動していることがわかった。これにはある一定の法則によってなされているように思われる。以下、問答體の疏を經文を解釋した疏の末へ移す點、別解を引く疏を經文を解釋した疏の末へ移す點の二點に分けて考察を進めて行きたい。

・問答體の疏を經文を解釋した疏の末へ移す點について

まずは問答體の疏を移動する場合を考察する。皇侃『論語義疏』の注釋形態の一つに、問答體による解釋がある。經文・注文の一通りの解釋が終了した後、「或問曰」として質問を投げかけ「答曰」でそれに答えるというものである。

すべての條の疏文に付いているわけではなく、全く無い篇もある。山本健一氏は皇侃『義疏』の注釋の構成要素を、第一「章の總括」・第二「訓詁語釋」・第三「譯文」・第四「補足説明」・第五「引用」の五つに分類し、問答體注釋については、

問答體注釋は、疏文の中で、經文の意義が明らかにされたあと疏文分類第四で、そのように經文を解釋した結果に生じてくる矛盾、疑問が、「或問曰」の形で提起され、これに對して、「答曰」の形で、矛盾・疑義を説明するものである。

と言っており、問答體注釋を疏文分類第四「補足説明」に入れている。

では、實際に問答體注釋を持つ皇疏の文を見てみたい。

泰伯篇「曾子有疾孟敬子問之」章

足利本

【注】苞氏曰、欲戒敬子。言我且將死、言善可用也。

【疏】此注亦明如向釋。又繆協曰、曾子謙不以遠理自喻、且敬子近人。故以常言語悟之、冀其必納也。然繆

根本本

【疏】曾子有至司存○云曾子有疾孟敬子問之者敬子、魯大夫仲孫捷也。來參問曾子之疾也。云曾子言

解亦得會苞注也。或問曰、不直云曾子曰而云言曰何也。答曰、欲重曾子臨終言善之可錄、故特云言也。又一通云、出己曰言、答述曰語、曾子臨終綿困、不堪答述也、示直出己之懷而已。

曰云者曾子得敬子之問疾、因而戒之也。(中略) 或問曰、不直云曾子曰而云言曰何也。答曰、欲重曾子臨終言善之可錄、故特云言也。又一通云、出己曰言、答述曰語、曾子臨終綿困、不堪答述也、示直出己之懷而已。(以下、疏省略) ○苞氏日至用也○此注亦明如向釋。又繆協曰、曾子謙不以遠理自喻、且敬子近人。故以常言語悟之、冀其必納也。然繆解亦得會苞注也。

曾子が病を患い、見舞った孟敬子に人が死ぬときにはその言葉は立派だと言い、君子が禮について尊ぶものが三つあるとして孟敬子を誡める章である。問答部分は「或問曰」と「答曰」、そして「又一通云」によって構成されている。質問者は、經文に「曾子言曰」とあることに着目し、「曾子曰」と言わず、「言曰」と書いてあるのはなぜかと問う。「答曰」は皇侃の自説と思われるが、「臨終に際しての言葉は立派であり記録しなければならないことを重んじようとしたから」とする。「又一通云」とは、「又た別の解釋に云う」との意味であろう。別解では、要するに「曾子が己の思いを一方的に吐露したから『言曰』と書いているのであり、孟敬子の質問に答え述べたのではない」ということになる。經文・注文を疏釋した皇疏では、「言曰」の解釋は見られず、『集解』(ここでは苞氏の説)でも解釋されてはいない。この問答になって突如經文の「言曰」を話題に取り上げているのであり、それまでの注の説や皇侃の疏の解釋に直接かわるようなものではないのである。「又一通云」とあることから、當時この「言曰」について何らかの議論が交わさ

れ、複数の解釋が存在していたので、ここに記しておいたということなのかも知れない。

さて、足利本と根本本とは、問答體注釋部分の位置がそれぞれ違っている。足利本では『集解』（苞氏注）を解釋した疏文の末に問答體注釋があるが、根本本では經文「曾子言曰…」を解釋した疏文の末に問答體注釋を移動させているのである。高橋氏が言うように、集解下から經文下に移した例であるが、だからといってこの問答が章末にあるわけではない。「曾子有疾孟敬子問之」章はこの後も經文が續き、「籩豆之事、則有司存」「籩豆の事は、則ち有司存せり」までで一つの章をなす。つまり、この問答體注釋は章を締めくくっている譯ではなく、經文「曾子言曰く其言也善」の一文に限定して、經・注を疏釋した後、一通りの解釋が終了した最後に問答がなされているのである。

ここで、『論語義疏』各篇に見える問答體注釋の表現形式と、足利本と根本本それぞれの問答體注釋の置かれている場所を表にした。

學而篇	章	問	答	問答體注釋の場所	
				足利本	根本本
弟子入則孝章	或問曰	答曰	經文「行有餘力則以學文」の疏	同上	同上
君子不重章	或問曰	答曰 舊說云 一云	經文「無友不如己者」の疏	同上	同上
父在觀其志章	或問曰	答曰	注「孔安國曰孝子在喪…」の疏	經文「三年無改…」	同上

雍也篇	仁者雖告之曰章	或問曰	答曰 又李充曰	注「馬融曰可欺者…」の疏	經文「可欺也不可罔」の疏へ移動
甯武子章	甯武子章	或曰	孫綽曰	注「孔安國曰詐愚…」の疏	注を解釋した疏の末に置き、移動せず
賜也如何章	賜也如何章	或問曰	或通者曰	注「周曰簠簋云々」の疏	注を解釋した疏の末に置き、移動せず
事父母幾諫章	事父母幾諫章	或問曰	答	注「苞氏曰見志者…」の疏	經文「勞而不怨」の疏へ移動
林放問禮之本章	林放問禮之本章	或問曰	通云	經文「喪與其易也寧戚」の疏	同上
三家者以雍徹章	三家者以雍徹章	或問曰	答曰 或通云 或云	注「有諸侯今三家…」の疏	經文「相維辟公…」の疏へ移動
子張問十世章	子張問十世章	舊問云	舊通云	注「馬融曰所因謂三綱五常也云々」の疏	注を解釋した疏の末に置き、移動せず
孟懿子問孝章	孟懿子問孝章	或問曰	舊說云 一云	經文「子曰生事之以禮死葬之以禮祭之」の疏	同上
信近於義章	信近於義章	或問曰	答曰	經文「有子曰信近於義言可復也」の疏	同上
爲政篇					の疏へ移動

	述而篇	子在齊聞韶樂章	或問曰	侃答曰 又一通云	經文「曰不圖爲樂之至於斯也」の疏	同上
		不語怪力亂神章	或問曰	答曰	經文「子不語怪力亂神」の疏	同上
		三人行章	或問曰	答曰	注「言我三人行」の疏	經文「我三人…」の疏へ移動
	泰伯篇	泰伯章	或問曰	或通云	經文「民無得而稱焉」の疏	同上
		曾子有疾孟敬子問之章	或問曰	答曰 又一通云	注「苞氏曰欲戒敬子…」の疏	經文「曾子言曰…」の疏へ移動
	子罕篇	子絕四章	或問曰	答曰	注「述古而不自作…」の疏	經文「毋我」の疏へ移動
	鄉黨篇	齊必變食節	或問曰	答曰	經文「沽酒市脯不食」の疏	同上
	先進篇	子路問聞斯行諸章	或問曰	或答曰	注「鄭玄曰言冉有性…」の疏	經文「由也兼人故退之」の疏へ移動
	憲問篇	子曰衛靈公之無道久也章	或問曰	答曰	經文「孔子曰仲叔圍治賓客云々」の疏	同上
	衛靈公篇	顏淵問爲邦章	或問曰	答曰	經文「服周之冕」の疏	同上
	陽貨篇	宰我問三年之喪章	或問曰	答曰	注「孔安國曰旨美也…」の疏	經文「今汝安則爲之」の疏へ移動
		宰我問三年之喪章	或問曰	答曰	注「孔安國曰言子之於父母云々」の疏	經文「豫也有三年…」の疏へ移動

微子篇	逸民章	或問曰	答曰	注「馬融曰亦不必進…」の疏	經文「我則異於是云々」の疏へ移動
-----	-----	-----	----	---------------	------------------

他の章を見てみると、例えば陽貨篇「宰我問三年之喪期已久矣」章の足利本では二箇所皇疏に問答體注釋が確認できる。一々の引用は避けるが、一箇所目は經文「子曰食夫稻也…」の注「孔安國曰旨美也…」を解釋した疏の末に、二箇所目は經文「豫也有三年…」の注「孔安國曰言子之於父母…」を解釋した疏の末に、それぞれ問答體注釋が見える。同章の皇疏の中に、二回の問答が行われているのである。二箇所目の問答は「宰我問三年之喪期已久矣」章最終經文の注を解釋した疏の末にあり、章を締めくくったという見方もできよう。しかしながら、一箇所目の問答は經文「子曰食夫稻也…」に限定してなされたものと見るべきである。この章の問答體注釋も、それまでの注や疏の解釋に直接かわるような内容ではない。根本本ではそれぞれ該當する經文を解釋した疏の末（一箇所目の問答は經文「今汝安則爲之」の疏の末へ、二箇所目の問答は經文「豫也有三年…」の疏の末）に移し變えている。

問答體の表現形式を見ると、最も多いのが、「或問曰」と問いを投げかけ、「答曰」で答えるというパターンである。僅かに一條ではあるが、「或問曰」に對し、皇侃自らが「侃答曰」と書き表している箇所（述而「子在齊聞韶樂」章）もある。恐らく、ただ「答曰」とのみ書かれている部分も、皇侃自身による解答と考えられる。必ずしも「或問曰」「答曰」との決まった形式とは限らず、「或問曰」に「或通云」で答えたり（學而「君子不重」章等）、「舊問云」に「舊通云」で答えたりする場合（爲政「子張問十世」章）や、「或問曰」に對して「或通者曰」で答える場合（公冶長「賜也如何」章）もある。

問答體注釋が置かれている場所を見ると、全部で二十五箇所確認でき、そのうち足利本では經を解釋した疏の末にあ

るもの十一例、注を解釋した疏の末にあるもの十四例を數えることができる。問答體注釋は必ずしも注を解釋した疏の末にあるという譯ではなく、經文を解釋した疏の末に置かれていた場合もあるのである。根本本を見ると、爲政篇「子張問十世」章、公治長篇「賜也如何」章及び「甯武子」章の三例が足利本と同様に注を解釋した疏の末に問答體注釋を置くが、その他の章の問答は盡く經文を解釋した疏の末へ移されているのである。公治長篇「賜也如何」章は、子貢を瑚璉という器にたとえる内容である。その問答體注釋では、「或問曰」で子貢は周人であるのに、どうして「汝是簠簋」といわずに夏殷の器の名前を擧げたのかと問い「或通者」がそれに答えている。『集解』で「瑚璉は、黍稷の器であり、夏では瑚といい、殷では璉といい、周では簠簋といった」とあるため、根本は問答を經文の疏へ移さず、注を解釋した疏に残したと考えられる。爲政篇「子張問十世」章と公治長篇「甯武子」章はともに他の章とは違った表現の問答となっている。「子張問十世」章は「舊問」「舊通」の問答表現に、「甯武子」章は王朗の引く問答という形になっているのである。これらは多くの章が「或問曰」「答曰」との形になっている點と比べると、その表現形式が特殊であるために、根本は注を解釋した疏の末に残したとも考えられる。思うに、根本は問答體注釋が經文を解釋した疏の末にあるのを標準的な形と考え、特殊な場合を除き、「或問曰」「答曰」の表現の問答體注釋で注を解釋した疏の末にあるものを、經文を解釋した疏の末へ移動させたとは考えられないであろうか。

以上のことから判斷すると、章末にその章全體にかかるような、章を締めくくるとような疏があるのを、根本本では經文を解釋した疏の末に移動した、とする高橋氏の説は訂正されねばなるまい。根本は、問答體注釋が章を締めくくっているから經文を解釋した疏へ移したのではなく、問答體注釋が『集解』を敷衍解釋したものであるから經文の疏へ移したのだと考えるべきであろう。

・別解を引く疏を經文を解釋した疏の末へ移す點について
これも、根本本では、注を解釋した疏にある問答體注釋を移動するのと同様、注を解釋した疏にある別解を、經文を解釋した疏の末に移動させているのである。例を見てみる。

學而篇「其爲人也孝悌」章の經文「孝悌也者其爲仁之本與」

足利本

【經】孝悌也者、其爲仁之本與。

【疏】此更以孝悌解本、以仁釋眾道也。言孝是仁之本、

若以孝爲本、則仁乃生也。仁是五德之初。舉仁、

則餘從可知也。故孝經云、夫孝、德之本也。教之

所由生也。

【注】苞氏曰、先能事父兄、然後仁可成也。

【疏】王弼曰、自然親愛爲孝、推愛及物爲仁也。

根本本

【疏】有子曰至本與○（中略）云孝悌也者其爲仁之本與

○此更以孝悌解本、以仁釋道也。言孝是仁之本、

若以孝爲本、則仁乃生也。仁是五德之初。舉仁、

則餘從可知也。故孝經云、夫孝、德之本也。教之

所由生也。王弼曰、自然親愛爲孝、推愛及物爲仁

也。

足利本では『集解』苞氏説の疏として「王弼曰……」という別解が付けられているが、根本本ではその王弼の文を經文「孝悌也者、其爲仁之本與」を解釋した疏の末に移動しているのである。足利本での『集解』に付けられた疏は、『集解』苞氏説を敷衍解釋している譯ではなく、單に別の解釋である王弼説を引くだけである。そこで根本は注に付けられた王弼説を引いた疏を、經文を解釋した疏の末に移動したのではなからうか。このような『集解』に付けられているが『集

解』を疏釋している譯ではなく單に別解を引く疏を、根本本では經文を解釋した疏の末に移動するという例は、先ほどの問答體注釋を移動する例と同様に頻度が高い。根本本において、學而篇及び爲政篇での『集解』に付けられた別解を引く疏を、經を解釋した疏の末に移している箇所を簡単に擧げてみる。

・學而篇「其爲人也孝悌」章、注「苞氏曰、先能事父兄……」の疏「王弼曰、自然親愛爲孝……」を、經文「孝悌也者其爲仁之本與」の疏の末へ移動する（前掲）。

・學而篇「貧而無諂」章、注「孔安國曰、未足多也」の疏「范寧云、孔子以爲……」を、經文「子曰可也」の疏の末へ移動する。

・學而篇「貧而無諂」章、注「孔安國曰、諸之也……」の疏「范寧云、子貢……」を、經文「告諸住而……」の疏の末へ移動する。

・爲政篇「吾與回言終日」章、注「孔安國曰、回弟子也……」の疏「故繆播云、將言形器……」を、經文「吾與回言終日……」の疏の末へ移動する。

・爲政篇「吾與回言終日」章、注「孔安國曰、察其退還……」の疏「熊埋云、退察與二三子私論……」を經文「退而……」の疏へ移動する。

・爲政篇「子貢問君子」章、注「孔安國曰、疾小人多言……」の疏「又一通云、君子之言必……」を、經文「子曰先行其言……」の疏の末へ移動する。

・爲政篇「學而不思則罔」章、注「苞氏曰、學而不尋思……」の疏「又一通云、罔誣罔也……」を、經文「學而不思則罔」の疏の末へ移動する。

『論語義疏』全體を俯瞰すると、皇侃が別解として引用する説は、『論語義疏』皇侃序に見える江熙が集めた十三家以

外にも幅廣く、さらに「又一通云」等の説もさかんに引かれている。皇侃は『義疏』のなかで異説を列擧するも、それに是非を下さない場合が多くある。そういった皇侃の注釋態度から推すと、『集解』の疏で何晏らの解釋とは異なる説を擧げて紹介するような注釋もあっていいはずである。しかしながら、根本は足利本を元に翻刻する際、この『集解』に付けられた別解を引く疏を、經文を解釋した疏の末へ移している。その理由として、別解を引いた疏は『集解』を敷衍解釋したものではないと判断した爲であると考えられる。

以上見てきたことから、高橋氏が根本校正本の校訂に評價を與えることは首肯しうる意見であろう。しかしながら、氏が指摘するような章を締めくくるような疏があるのを、根本本では經文を解釋した疏の末に移動した、とするのは問答體注釋が章を締めくくっている場所にあるわけでは無いのに、經文の疏へ移されていることを考えると訂正すべきであると思われる。寧ろ問答體注釋も別解を引く疏も、『集解』を敷衍解釋してはいないが故に『集解』下の疏文から切り離され、經文を解釋した疏へ移されたと考えられるのである。

○經文を解釋した疏を、注を解釋した疏へ移動させる

問答體注釋や別解を引く疏を移動するのは反對に、經文を解釋した疏を注の疏へ移動させている例も僅かではあるが確認できる。例を擧げてみたい。

・學而篇「賢賢易色」章、經文「子夏曰、賢賢易色」の疏「姓卜名商、字子夏」の句を、注「孔安國曰、子夏弟子卜商也」の疏へ移動する。

・八佾篇「與其媚於奧」章、經文「王孫賈」の疏「王孫賈者、周靈王之孫、名賈也。是時仕衛爲大夫也」の句を、注「孔安國曰、王孫賈、衛大夫也」の疏へ移動する。

これらは、經文を解釋した疏であり、注を疏釋したものである。しかしながら根本本では注を解釋した疏へ移されているのである。根本は、學而篇「賢賢易色」章の「子夏」についての解釋、八佾篇「與其媚於奧」章の「王孫賈」についての解釋は、それぞれ『集解』でも説明されている爲、敢えて經の疏をそこへ移し變えたのであろうか。根本の詳しい意圖は不明である。

○離れた場所にある疏を、初出の場所に移動させている。

根本本では、元々足利本で別の場所にあった疏を、初出の場所に移し變えている場合がある。學而篇と八佾篇から一例ずつ引用してみたい。

・學而篇「學而時習之」章、經文「人不知而不愠、不亦君子乎」の注「愠、怒也。凡人有所……」の疏末に根本本「凡注無姓名者、皆是何平叔語也」の句がある。||爲政篇「吾十有五而志於學」章、注「有所成立也」を解釋した疏を移動した。

・八佾篇「八佾舞於庭」章、經文「孔子謂季氏、八佾舞於庭……」の注「今季桓子僭於其家廟……」の疏の始めに「卑者濫用尊者之物曰僭也」の句がある。||同篇「管仲之器小哉」章の注「今管氏皆僭爲之如是。是不知禮也」を解釋した疏を移動した。

根本本ではかなり大膽に疏を移動させていることが分かる。學而篇「學而時習之」章の何晏注には爲政篇にある疏を移動させ、八佾篇の何晏注には同篇でも他章の「管仲之器小哉」章にある疏を移動させているのである。學而篇を例にとると、何晏の『集解』で注解者の姓名を名乗らない注は何晏自らの注であり、この注「愠、怒也。凡人有所……」も何晏自身の注と判断できる。さらに、注解者の姓名を名乗らない注はここに最初に出現するのである。よって、根本は

爲政篇にある「凡注無姓名者、皆是何平叔語也」の疏文を誤りと考え、學而篇の該當する箇所へ移し變えたと考えられる。章を隔て、篇を隔てた疏の移動を行っているのであるから、根本による皇疏の思い切った改編である。

四

「根本本の皇侃序と、集解序の疏「又曰」の削除」

○足利本『論語義疏』にはない皇侃序が、足利本を翻刻した根本本『論語義疏』にはある。

これについては武内義雄氏によって既に指摘されているが、その理由が如何なるかは説明されていない。武内氏は足利本について、

足利學本 この本は根本本の原本と稱するところだがその内容は必ずしも根本本と一致しない。この本首卷には皇侃の序なく直ちに何晏序説で始まっている。

という。現在足利學校に所藏される皇侃『論語義疏』は、武内氏の指摘するように皇侃の序は無く、何晏の集解序から始まっている。では根本は何によって皇侃の序を加えることができたのであろうか。推測になるが、現存する足利本に元々皇侃の序が付いていたのが後になって缺いたのであろうか、若しくは別の本に皇侃の序があり根本はそれをもとにして翻刻したのであろうか。現在のところ確證が得られない爲、結論を出すことはできない。

○集解序を解釋した疏の「又曰」をすべて削除している。

これも武内氏によって既に指摘されている。武内氏は、

何晏序説の疏に根本本が存した部分以外又曰云々として邢疏でもなくまた他の注釋本にも見當たらぬ解が十餘條も

ある。これらの解は根本本の原本である足利學本にも儼存しているのに、根本氏は何故に削り去ったのであろうか。
(中略) 皇侃が異説を録せるものと見るが至當だと思ふ。

という。但し、根本本では何晏序の疏にある「又曰」は盡く刪去するものの、『論語義疏』各篇での疏に見える「又曰」は刪去しているわけではない。その理由は不明である。

これらの點についてはなお調査の餘地があるため存疑とし、今後の研究に俟ちたい。

〔邢昺『正義』の刪除〕

『論語義疏』の諸鈔本には邢昺の『正義』が混入している。邢昺の疏は各篇の篇首には全てに渡って、また經文中には學而篇から雍也篇までに見え、述而以降の經文中には見えない。足利本『論語義疏』も邢昺『正義』の混入があり、根本武夷校正本では削られている。皇侃より後の時代の注釋が混在しているのであるから當然削除すべきものであるが、邢昺の『正義』がどこまでなのかを判斷する必要がある。武内義雄氏は、

陸氏釋文に本づいた傍注が疏文に竄入したと思われるものがある。たとえば、公冶長篇首章の孔安國注に「公冶長弟子、魯人、姓公冶、名長」とある下に諸鈔本は邢疏一條を引いて、その下に

范寧曰、名芝、字子長也

とある。しかしこの范寧説は清熙園本にはなく、陸氏釋文に一致するからおそらくは釋文によつた傍注の辭で皇疏ではなからう。もし皇疏であるならば、邢疏の前にあるべきである。

と言う。この部分、根本本では邢昺『正義』は削っているが、范寧説は削らずに皇疏の末に續けている。恐らく邢昺の疏を削るも、この范寧説は皇侃が引いたものと判斷したのであろう。武内氏の指摘箇所は、鈔本によっては無いものも

あり、傍注が疏文に紛れ込んだ可能性もある。しかしながら必ずしも邢昺の疏が一番最後にあるわけではなく、邢昺疏の後に皇侃の疏がある場合もあり、一概に「皇疏であるならば、邢疏の前にあるべき」とは言えないのである。以下に數例を提示したい。邢昺『正義』の文章は長い爲、全文を引用することはできないので要點のみを記した。

・八佾篇、「君子無所爭」章、經文「必也射乎」の疏

足利本の皇疏「不預祭者黜其君爵土」の下、一字分空角を置き、「昺疏子曰至君子、正義曰……」との邢昺『正義』がある。『正義』は「故曰其爭之君子」までで、その後空角を置かずに「此射事既重……」と續く文は全て皇侃の疏である。根本本は正しく邢昺『正義』を削る。

・八佾篇、「射不主皮」章、注文「以熊虎豹皮爲之」の疏

足利本は邢昺『正義』の文「三侯事、正義曰、周禮天官司裘職云……」で始まる。『正義』の文は「士無臣祭無所擇也」までで、その後空角を置かずに「三獸之皮各爲一侯……」と續く文は全て皇侃の疏である。根本本は正しく邢昺『正義』を削る。

・公冶長篇、「子謂子產」章、經文「其事上也敬」の疏

足利本は邢昺『正義』の文「正義曰、承事在已上之人及君親則忠心復加謹敬也」が先ずある。その後空角を置かずに「是一也、人若事君親及凡在已上者、必皆用敬也」とある文は皇侃の疏である。根本本は正しく邢昺『正義』を削る。

以上の三點は、足利本において邢昺疏が皇侃疏の間に、乃至は邢昺疏が皇侃疏の前にある例である。本來であれば皇侃疏と邢昺疏との間には空格を置くなどして區別されるのであるが、この三例はそのような區別はされず一見すると最後まで邢昺の疏と判断しかねないものである。根本は邢昺の『正義』部分だけを削り、正しく皇侃の疏の部分を残しているのである。

邢昺『正義』に關して、邢昺の『正義』は總て疏の末に正しく置き、足利本のように皇侃疏の前に邢昺疏があったり皇侃疏の間に邢昺疏があったりするのは異なる鈔本も存在する。本稿では諸鈔本の邢昺『正義』の對校は行わなかったが、漸次的邢昺『正義』竄入のことも考えられる。また今回の調査において、里仁篇「事父母幾諫」章の邢昺疏「昺曰、此章無殊事父在簡略」の一句は、現行の邢昺『正義』には確認できないものであった。各鈔本に竄入する邢昺『正義』自體の調査もせねばなるまい。

おわりに

根本武夷による『論語義疏』の改編について考察した。以上のことから次のことが言えるであろう。

明刻注疏本の體裁に倣い經文と注を先に記し、疏については後に標起止を用いてまとめた。それ以外にも、疏釋の對象部分を「云々者」の表記を用いて提示し、さらに章全體を解釋した疏を先に揭示する。更に、「此明々」に對して二つの使い分けがされている。一つは章旨として捉え、もう一つは隨文解釋として捉えている場合がある。

皇侃の疏を前後入れ替えるなどして改編する場合がある。一つは問答體注釋を經文を解釋した疏の末に移す點、二つは別解を引く疏を經文を解釋した疏の末へ移す點がある。問答體注釋も別解を引く疏も、『集解』を敷衍解釋してはいないが故に『集解』下の疏文から切り離され、經文を解釋した疏へ移されたと考えられる。

かなり離れた場所にある疏を、章を隔て、篇を隔てて初出の場所に移動させるという大膽な改編を行っている。

邢昺『正義』は、根本本では削られている。足利本では一見すると最後まで邢昺の疏と判斷しかねないものもあるが、根本は邢昺の『正義』部分だけを削り、正しく皇侃の疏の部分を残している。

これらのことから、根本校正本は明刻注疏本の體裁に倣って臆改したと批判されるが、彼の『義疏』校訂における分

析力には見るべきものもある。「此明」の章旨・随文解釋の判別、『集解』下にある問答體注釋・別解の移動や、疏文を初出の場所へ移動するなどは、根本による『義疏』讀解力の高さを窺うことができる。根本による改易の意圖を考え、彼なりの讀み方を探るのも必要なことである。

今回の調査で、根本の改編においてなおも不明な箇所が多く、更なる調査が必要である。森銑三氏の調査によると、根本武夷には『武夷山人遺稿』という著書が存在するらしい。しかし氏の調査によってもその所在は不明のままである。この書を目睹することができたなら、根本による『論語義疏』改編の意圖も、より闡明になるのかも知れない。

注

- (1) 武内義雄氏『武内義雄全集』（一九七八年、角川書店）第一卷「論語篇」、「論語皇疏校訂の一資料—國寶論語總略について—」、四四七頁。
- (2) 藤塚鄰氏『論語總說』（一九八八年、國書刊行會）、第三章 皇侃の論語義疏と其の日本刻本の清朝經學に及ぼせる影響」、一七八—一八〇頁。
- (3) 神鷹徳治氏・山口謠司氏「根本武夷『論語集解義疏』について」（一九九七年、『中國文化論叢』第六號）、二—三頁。
- (4) この書は、刊記に「山城屋茂左衛門」の書肆の名があり、十冊本である。残念ながら、二冊目八俗篇の第二葉目が補寫となっている。
- (5) 武内氏前掲書、原文は三七三頁。金谷治氏の訓讀文、四一八頁によった。

- (6) 武内氏前掲書、原文は三七四頁。金谷治氏の訓讀文、四一九―四二〇頁によった。
- (7) 内藤幹治氏「皇侃撰『論語義疏』の由來とその影響」(一九九一年、『麗澤大學紀要』第五三卷)、二二四頁。
- (8) 高橋均氏「論語義疏の二種の校本をめぐって」(一九八九年、『中國文化』第四七號)。
- (9) 高橋氏前掲論文、三一―五頁。
- (10) 神鷹氏・山口氏前掲論文、一四頁。兩氏によると、この見出しの形式は汲古閣・國子監本の明版に據ったものと考察している。
- (11) 此の章は人として信を失ふべからざるを明らかにするなり。言ふところは人若し信無くんば、他の才有りとは雖へども、終に可ならずと爲す、故に云ふ「其の可を知らざるなり」と。
- (12) 「其の餘」は他の才伎を謂ふ。
- (13) 袁喬のこと。字は彦叔。『隋書』經籍志論語類には「論語七卷」を著録し、注に「益州刺史袁喬」の名を連ねるが、亡んで傳わらない。
- (14) 此れ信無きが爲めに譬へを設くるなり。言ふところは人信を以て立つを得るは、大小の車、輓軌に由り以て行くを得るが如きなり。若し車に輓軌無くんば、則ち車は何を以てか行くを得んや。如し人にして信無くんば、則ち何を以てか立つを得んや。故に江熙彦叔を稱して曰く、「車は輓軌を待ちて行く、猶ほ人は信を須ちて以て立つがごときなり」と。
- (15) 牛能く重きを引く、故に大車と曰ふなり。
- (16) 根本本は「叔」を「升」に作る。
- (17) 武子の徳を美するなり。

- (18) 言ふところは武子若し邦君に道有るに値へば、則ち己の智識を肆ね以て明時を贊くるなり。
- (19) 京都大學附屬圖書館藏、船橋家舊藏本では「不獲不諫」となっている。
- (20) この邢昺疏は現在見る『正義』にはない。
- (21) 「幾」は、微なり。子は父母に事へ、義は恭從を主とし、父母若し過失有れば、則ち子は極を致して諫めざるを獲ず、復た諫を致すと雖も、猶ほ當に微々として善言を納進し、頷々たらしめざるべきなり。此の章下四章は孝を明らかにす。昺曰く、「此の章父に事ふるを殊にする無きは簡略に在ればなり」と。
- (22) 神鷹氏・山口氏前掲論文、一五―三三頁では、根本本は皇侃疏の部分も邢昺『正義』によって改めたと考えられる箇所を二條指摘している。
- (23) 此は不仁の人世に居るに宜きこと無きを明らかにするなり。「約」は猶ほ貧困のごときなり。夫れ君子貧に處ると愈々久しきも、德行變ること無し。若し不仁の人久しく約に居れば、則ち必ず斯れ濫れて盜を爲す、故に久しく處るべからざるなり。
- (24) 此は父に徳無きを以て、子の賢を廢せざるを明らかにするなり。仲弓の父劣。當に是れ時に于て仲弓の父劣なるが爲め、而して仲弓用ひられず、故に孔子之を明言するなり。范寧曰く、「『謂』は、必ずしも對言するに非ざるなり」と。
- (25) 此は人子の行を明らかにするなり。「其」は、人子を指すなり。「志」とは心に在るも未だ行はざるを謂ふなり。故に『詩』序に云ふ、「心に在るを志と爲す」と、是れなり。言ふところは人子の父在せば、則ち己は專行するを得ず、應に善惡有るべく、但だ志は之れ心に在り、心に在れば外必ず趣向・意氣有り、故に志を觀るべきなり。父若し己に沒せば、則ち子は專行して憚る無きを得。故に父沒せば、則ち此の子の行ふ所の行を觀るなり。

(26) 此れ以下は人君化を行ふは、必ず禮樂相ひ須つを明らかにす。樂を用て民心を和し、禮を以て民の跡を検す。跡檢し心和し、故に風化乃ち美。故に「禮の和を用て貴しと爲す」と云ふ。「和」は即ち樂なり。樂を變じて和と言ふは、樂の功を見はすなり。樂既に和と言へば、則ち禮宜しく敬と云ふべし。但だ樂の用内に在りて隱と爲す、故に其の功を言ふなり。 昺云ふ、(以下、正義省略)。

(27) 「先王」は、聖人天子と爲る者を謂ふなり。「斯」は、此なり。言ふところは聖天子の化は禮を行ひ、亦た此の和を用ふるを以て美と爲すなり。

(28) 上は禮を行ふに樂を須つを明らかにし、此は樂を行ふに禮を須つを明らかにするなり。人若し禮の和を用ふるを知りて、毎事從ひ和するも、復た禮を用ひて節を爲さざれば、則ち事に於ても亦た行はるを得ざるなり。「亦」と言ふ所以は、沈居士云ふ、「上は純ら禮を用ひて行はれず。今皆和を用ふるも、亦た行はるべからざるなり」と。

(29) 高橋氏前掲論文、三頁。

(30) 山本建一氏「皇侃『論語義疏』の諸特徴考察」(一九七九年、『名古屋大學中國語學文學論集』第三輯)、五一―六頁。

(31) 山本氏前掲論文、二〇頁。

(32) 此の注も亦た明すこと向の釋の如し。又た繆協曰く、「曾子謙にして遠理を以て自ら喩さず、且つ敬子は近人なり。故に常の言語を以て之を悟らしめ、其の必ず納るを冀ふなり」と。然れば繆の解も亦た苞注に會ふを得るなり。或ひと問ひて曰く、「直に『曾子曰く』と云はずして『言ひて曰く』と云ふは何ぞや」と。答へて曰く、「曾子終わりに臨み善きを言ふの録すべきを重んぜんと欲す。故に特に言ふと云ふなり」と。又た一通に云ふ、「已より出づるを言ふと曰ひ、答述するを語ると曰ふ。曾子終りに臨み綿まり困しみ、答述するに堪へざるなり。直だ己の懷より出づるを示すのみ」と。

(33) 此れ更に孝悌を以て本を解し、仁を以て眾道を釋するなり。言ふところは孝は是れ仁の本、若し孝を以て本と爲せば、則ち仁乃ち生ずるなり。仁は是れ五徳の初。仁を擧ぐれば、則ち餘は従りて知るべきなり。故に『孝經』に云ふ、「夫れ孝は、徳の本なり。教への由りて生ずる所なり」と。

(34) 王弼曰く、「自然に親愛するを孝と爲し、愛を推して物に及ぼすを仁と爲すなり」と。

(35) 武内氏前掲書、「校論語義疏雜識—梁皇侃論語義疏について—」、四三四頁。

(36) 武内氏前掲書、「校論語義疏雜識—梁皇侃論語義疏について—」、四四五頁。

(37) 武内氏前掲書、「校論語義疏雜識—梁皇侃論語義疏について—」、四四三頁。

(38) 京都大學附屬圖書館藏本では、邢昺『正義』の文は總て最後に書かれている。

(39) 森銑三氏『森銑三著作集』（一九七一年、中央公論社）第八卷「山井鼎とその七經孟子考文」、二四九頁。

附記

本稿の調査に當り、本學の山口謠司助教授には、原刻初印本『論語集解義疏』など、貴重な資料を借覽させて戴きました。深く感謝申し上げます。